

## 3号渋谷線高架下火災に関する再発防止対策について

### 1. 出火原因

塗装塗替工事における塗装除去作業中に、照明器具の電球部分にシンナーが付着したことにより出火し、足場シートに着火して延焼したもの。

### 2. 工事受注者の施工上の問題点

(1) 施工計画書に作業手順の詳細な記述をせず作業を行っていた。

- ・ウェス拭きによる塗装除去作業について、施工計画書ではシンナー（消防法における危険物・第4類第1石油類）拭きの記載はなかったが、実作業はシンナーを使用していた。

(2) 安全管理措置が不適切であった。

- ・引火性の高いシンナーを使用する直下で防爆性能\*を有さず、かつ表面が高温となる仮設照明（200W白熱球）を使用していた。

\* 照明器具内部の電気的な接点で生じた電気火花を器具の外部へ漏らさず、誘爆を防ぐように密閉・保護された構造のもの

- ・引火性の高いシンナーを使用する直下で、防炎又は難燃性能を有していないシートを使用していた。

### 3. 再発防止対策

この度のような火災を二度と発生させないよう、全ての塗装塗替工事を対象に下記の対策を講じる。

#### (1) 作業手順の遵守について

- ・消防法における危険物及び指定可燃物（以下「危険物等」という。）を用いた作業を行う場合は、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出させ、その手順を遵守するよう受注者に対して指導を徹底する。
- ・施工計画書に記載している作業以外の作業を行う際は、あらかじめ施工計画書を変更することを再度周知徹底する。

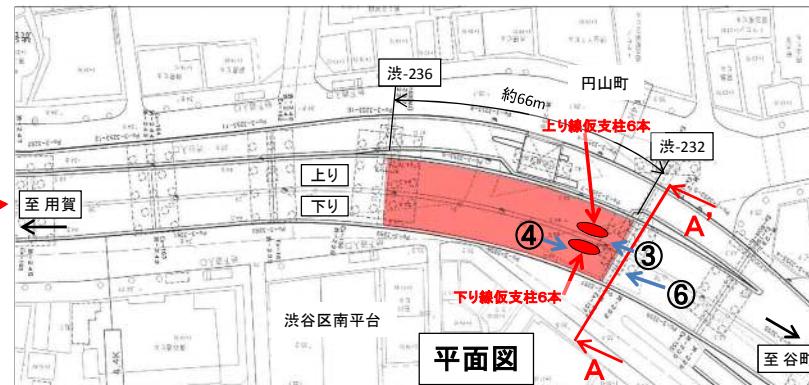
#### (2) 危険物等の取扱い及び貯蔵について

- ・防爆性能を有さない白熱球等、発火の原因となる恐れがある物品の使用を避けるよう、受注者に対して指導を徹底する。
- ・危険物等の数量及び保管方法について引き続き関係法令を遵守するよう受注者を指導するとともに、チェックシートにより具体的に把握する。
- ・危険物等の保管方法及び取扱いに関し疑義がある場合は、事前に管轄する消防署に確認を行うよう受注者を指導する。

#### (3) 火災予防対策について

- ・必要に応じて、火災予防に対する知識及び技術を有する者による安全パトロールを実施する等、火災予防に関する安全管理を徹底するとともに受注者を指導する。
- ・防炎又は難燃性能を有する足場シートを用いるよう規定するとともに、防炎又は難燃性能を有していないシートの使用を制限するよう受注者を指導する。

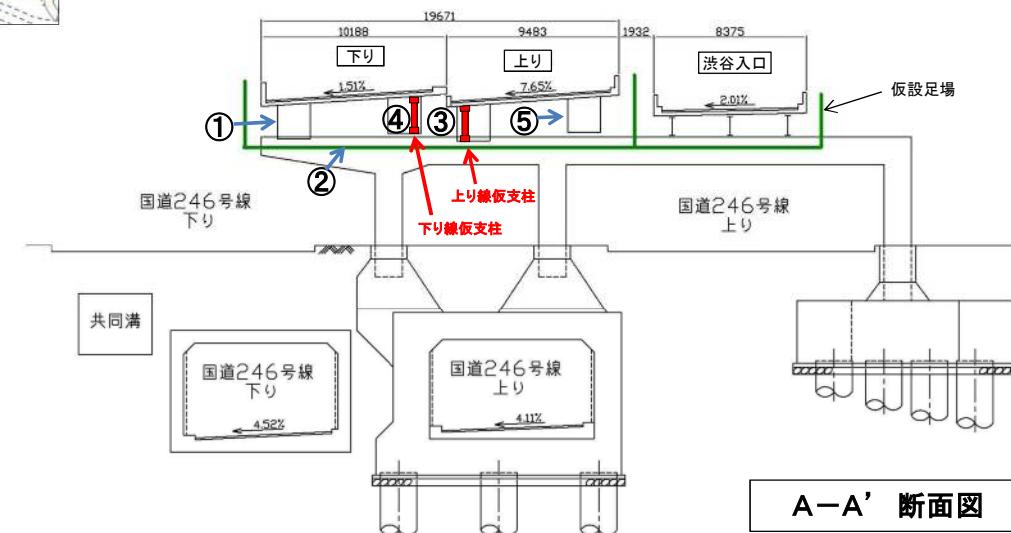
上記再発防止対策が確実かつ継続的に実施されるよう、定期的にフォローアップを行う。



### 渋-232～渋-236の構造概要

しゅん功 : 昭和46年9月  
供用 : 昭和46年12月  
形式 : 単純鋼床版箱桁 上下分離  
設計基準 : 鋼道路橋設計示方書  
(昭和39年6月)  
橋長 : 約 66.3m  
幅員 : 約 10.2m(下り)、約 9.5m(上り)  
桁幅 : 約 2.0m  
桁高 : 約 2.2～2.8m

【①下り線 足場内】 撮影日:3/22



【⑥高速上 補装】 撮影日:3/20



【②下り線 足場下】 撮影日:3/20



【③上り・下り 枠側面部】 撮影日:3/22



【④下り 枠内部 仮支柱】 撮影日:3/23



【⑤上り 足場内】 撮影日:3/20

